自亀岡市公報

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 告	示——	
○指定代理納付者の指定	(企画調整課)	3
○公示送達	(保険医療課)	3
○公示送達	(保険医療課)	4
○公示送達	(税務課)	5
○市道路線の認定に関する	告示	
	(土木管理課)	5
○市道路線の変更に関する	告示	
	(土木管理課)	6
○市道路線の区域に関する	告示	
	(土木管理課)	7
○市道路線の供用開始に関]する告示	
	(土木管理課)	8
訓	令 ——	
	•	
	•	9
○亀岡市情報化の推進に関	する規程の一	9
○亀岡市情報化の推進に関	する規程の一	9
○亀岡市情報化の推進に関 部改正	から規程の一 (情報政策課) 告 ——	9
○亀岡市情報化の推進に関 部改正 公	から規程の一 (情報政策課) 告 ——	9
○亀岡市情報化の推進に関 部改正 公	が (情報政策課) 告 の執行 (契約検査課)	
○亀岡市情報化の推進に関部改正	まする規程の一 (情報政策課) 告 ――) の執行 (契約検査課) 以区の変更によ	
○亀岡市情報化の推進に関 部改正一 公○一般競争入札(条件付き○南丹都市計画生産緑地地	する規程の一 (情報政策課) 告	10
 ●亀岡市情報化の推進に関 部改正 一 公 ○一般競争入札(条件付き ○南丹都市計画生産緑地地る都市計画案の縦覧 ○公募型プロポーザル方式 	する規程の一 (情報政策課) 告	10
 ●亀岡市情報化の推進に関 部改正 一 公 ○一般競争入札(条件付き ○南丹都市計画生産緑地地る都市計画案の縦覧 ○公募型プロポーザル方式 	する規程の一 (情報政策課) 告	10 15
 ●亀岡市情報化の推進に関 部改正 一 公 ○一般競争入札(条件付き ○南丹都市計画生産緑地地る都市計画案の縦覧 ○公募型プロポーザル方式託候補者の選定 	する規程の一 (情報政策課) 告	10 15 15

(契約検査課)

○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	20
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変	
更による計画書の縦覧 (農林振興課)	25
○公募型プロポーザル方式による事業者	
の選定 (商工観光課)	25
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変	
更による計画書の縦覧 (農林振興課)	25
○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課)	26
○一般競争入札(条件付き)にかかる特	
定建設工事共同企業体の公募	
(契約検査課)	27
任免及び辞令	
――― 任免及び辞令 ―――	
任免及び辞令 選挙管理委員会欄	
選挙管理委員会欄	
選挙管理委員会欄 ——— 告 示 ———	32
選挙管理委員会欄	32
選挙管理委員会欄 告	32
選挙管理委員会欄	32
選挙管理委員会欄	
選挙管理委員会欄	
選挙管理委員会欄	
選挙管理委員会欄	32
選挙管理委員会欄	32

● ★ → ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
る事業廃止の告示
 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示
る事業廃止の告示
 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ◆亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ◆亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ◆亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ◆2 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ◆2 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 ◆2
る事業廃止の告示
 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 41 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42 ●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42
る事業廃止の告示 41 ○亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42 ○亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42 ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ
●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42
る事業廃止の告示 42 ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ る事業廃止の告示 42 ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ
●亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 42○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ
る事業廃止の告示 42 ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ
○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ
る指定取消の告示 43

告示

亀岡市告示第182号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第47条の2第2項の規定により告示する。

令和3年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所 PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 交流会館施設使用料 粗大ごみを除く直接搬入一般廃棄物処理 手数料 諸証明等発行手数料及び閲覧手数料

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

学校施設使用料

スポーツ安全保険負担金 文化資料館使用料及び雑入

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間 令和3年10月1日から 令和4年3月31日まで

「掲示済」

亀岡市告示第183号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)第112条におい て準用する地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

令和3年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類 令和3年度後期高齢者医療保険料 納入通知書
- 2 送達を受けるべき者住 所 省略氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

亀岡市告示第184号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和3年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

		送達する書	- ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	送達を受ける	べき者
		达 達りる青	·知	住所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和3年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第185号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保 管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和3年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和3年度 市府民税 第2期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第186号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。 その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月13日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

吹 始 乘 旦	路線	名	起 点
路線番号	岭	泊	終点
12149	小林下戸3	号 線	亀岡市千代川町小林下戸40番5先
12149	小	万脉	亀岡市千代川町小林下戸42番17先
18321	見 晴 5 4	号 線	亀岡市篠町見晴1丁目7番10先
10021	九 明 3 4	万冰	亀岡市篠町見晴1丁目7番16先
18322	中 西 裏 1	号 線	亀岡市篠町篠中西裏16番13先
10022	中四 表 1	万冰	亀岡市篠町篠中西裏18番13先
10222	伊賀ノ汁2	旦. 始	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番2先
18323	伊賀ノ辻2	号 線	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻27番3先

「掲示済」

亀岡市告示第187号

市道路線の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月13日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号		路	線	名			
07057	+=	E.		п	√⇔	変更前	亀岡市本梅町井手古川16番3先 亀岡市本梅町西加舎木ノ下4番1先
07057	梅	原	1	号	線	変更後	亀岡市本梅町井手古川16番3先 亀岡市本梅町井手岡ノ坪11番先

12145	ıl.	林	3	号	線	変更前	亀岡市千代川町高野林腰前6番1先 亀岡市千代川町小林植田106番1先
12145	小	77	Э	Ħ	形水	変更後	亀岡市千代川町高野林東田1番8先 亀岡市千代川町小林植田106番1先

「掲示済」

亀岡市告示第188号

市道路線の区域に関する告示

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和3年10月13日から令和3年10月27日まで一般の縦覧に供する。

令和3年10月13日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	線 号 路 線 名	起 点	延長	最小幅員
番号		路 禄 名		延 戊
12149	小林下戸3号線	亀岡市千代川町小林下戸40番5先	228.96m	6.00m
12149		亀岡市千代川町小林下戸42番17先	226. 90m	12.02m
18321	見 晴 5 4 号 線	亀岡市篠町見晴1丁目7番10先	47. 40m	6.00m
10321	元 明 3 4 万 沝	1 晴 5 4 号 線		6.00m
18322		亀岡市篠町篠中西裏16番13先	84. 22m	6.00m
10322	中西裏1号線	亀岡市篠町篠中西裏18番13先		6.00m
18323	伊賀ノ辻2号線	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番2先	113.00m	6.00m
10020		亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻27番3先	113.0011	6.00m
07057	梅 原 1 号 線	亀岡市本梅町井手古川16番3先	200.72m	2.30m
07057	一件 「水 1 万 「冰	亀岡市本梅町井手岡ノ坪11番先	200. 7211	5.35m
19145	小 林 3 号 線	亀岡市千代川町高野林東田1番8先	573.61m	6.00m
12145 小林 3 号 ;		亀岡市千代川町小林植田106番1先	573.61m	6.00m

亀岡市告示第189号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和3年10月13日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和3年10月13日から令和3年10月27日まで一般の縦覧に供する。

令和3年10月13日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	線 号 路 線 名	起 点 路 線 名 ——————————————————————————————————	延長	最小幅員
番号	路線名	終点		最大幅員
12149	小林下戸3号線	亀岡市千代川町小林下戸40番5先	228. 96m	6.00m
12149	小作「广 5 夕 脉	亀岡市千代川町小林下戸42番17先	226. 90III	12.02m
18321	見 晴 5 4 号 線	亀岡市篠町見晴1丁目7番10先	47.40m	6.00m
16321	元 明 J 4 万 / 亦	亀岡市篠町見晴1丁目7番16先	47.40m	6.00m
18322	18322 中西裏 1号線	亀岡市篠町篠中西裏16番13先	84.22m	6.00m
10322			亀岡市篠町篠中西裏18番13先	04. 2211
18323		・	113.00m	6.00m
10020		プログログログ		6.00m
07057 梅 原 1 号 線		亀岡市本梅町井手古川16番3先	200.72m	2.30m
01001	10 // 1 /7 /////////////////////////////	亀岡市本梅町井手岡ノ坪11番先	200. 1211	5.35m

訓令

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市情報化の推進に関する規程の一部を改 正する訓令を次のように定める。

令和3年10月8日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市情報化の推進に関する規程 の一部を改正する訓令

亀岡市情報化の推進に関する規程(平成25 年亀岡市訓令第4号)の一部を次のように改正 する。

本則(第3条第1項を除く。)中「最高情報 統括責任者」を「CIO」に改める。

第3条第1項中「最高情報統括責任者」の次 に「(以下「CIO」という。)」を加える。

第15条を第16条とし、第14条を第15 条とし、第13条を削り、第12条を第14条 とする。

第11条第2項中「部会員の属する課の職員 のうちから部会員が指名する者」を「関係課の DX推進員及び部会長が指名する者」に改め、 同条を第13条とする。

第10条を第12条とする。

第9条第7項中「認めるときは、」の次に「CIO補佐官等」を加え、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、 第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加 える。

(DX推進員)

- 第8条 課等に、情報管理者を補佐し、情報通信技術の活用による業務効率化等を積極的に推進する者(以下「DX推進員」という。)を置く。
- 2 DX推進員は、課等の職員のうちから情報 管理者が指名する者をもって充てる。
- 3 情報管理者は、DX推進員を指名したとき は、その職氏名を情報政策課長に報告しなけ ればならない。

第5条を第6条とする。

第4条第2項第2号中「情報責任者」の次に「、情報管理者、ネットワーク管理者及びシステム業務管理者」を加え、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(CIO補佐官)

- 第4条 CIOを補佐する者として最高情報統 括責任者補佐官(以下「CIO補佐官」とい う。)を置くことができる。
- 2 CIO補佐官は、情報通信技術の専門的見 地からCIOを補佐するとともに、次に掲げ る事務を行う。
 - (1) 市の情報化推進に関する施策の企画及び立案並びに最適な進行管理の助言及び指導
 - (2) 市の情報資産の管理並びに情報セキュリティ対策に関する助言及び指導
 - (3) 情報化に関する人材の育成や確保に対する助言及び指導

附則

この訓令は、令和3年10月8日から施行する。

公 告

亀岡市公告第89号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

(1) 工 事 番 号 3道改第12号

(2) 工 事 名 市道今津2丁目1号線道路改良工事

(4) 工 事 種 別 土木一式工事

(5) 工 事 概 要 工事延長 L=184.3m W=7.0m

・土工 1式

防草コンクリート 張りコンクリート t=100 A=436.1㎡

• 擁壁工

場所打擁壁工 重力式擁壁 H=0.50~1.78m V=9.1m³

排水構造物工

側溝工 プレキャストU字側溝 300B L=8.0m

自由勾配側溝(縦断用)300×300 L=16.0m

自由勾配側溝(横断用)300×300 L=8.0m

集水桝・マンホール工

現場打ち集水桝 □500 N=2.0基

プレキャスト集水桝 □300 N=1.0基

• 構造物撤去工

構造物取壊し工 1式

・舗装工

アスファルト舗装工

基層(再生粗粒度As) t=50 A=193.8m

表層 (再生密粒度As) t=50 A=1,457.0m²

• 排水構造物工

側溝工 L型側溝 L=12.0m

・縁石工

縁石工 地先境界ブロック □150 L=75.2m

アスカーブ L=101.4m

• 防護柵工

路側防護柵工 ガードレール Gr-C-4E L=20.7m

• 区画線工

区画線工 溶融式区画線 (実線、白、W=150) L=382.7m

 溶融式区画線(実線、白、W=450)
 L=2.9m

 溶融式区画線(破線、白、W=150)
 L=75.0m

溶融式区画線(文字、白、W=150換算) L=18.6m

• 道路附属施設工

道路附属物工 1式

・仮設工 1式

(6) 予定価格(税込) 26,444,000円

【入札書比較価格(税抜) 24,040,000円】

(7) 工 期 契約日の翌日から令和4年3月15日まで

(8) 部 分 払 無

(9) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者又は同入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市大井町若しくは千代川町に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事(A等級又はA1等級)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A等級又はA1等級)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事(A等級又はA1等級)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A等級又はA1等級)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用

関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書	令和3年10月1日(金)	共通事項2のとおり
等の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	令和3年10月1日(金)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書	令和3年10月11日 (月)	共通事項3のとおり
等の受付	午前9時から午後5時まで	
	令和3年10月12日(火)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	令和3年10月13日 (水)	
	午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	令和3年10月8日(金)午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	令和3年10月14日(木)午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	令和3年10月18日(月)	
	午後5時まで	
入札期間	令和3年10月20日 (水)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	令和3年10月21日(木)	
	午前9時から午後3時まで	
開札日時	令和3年10月22日 (金)	電子入札システムに
	午前11時	よる

(注)都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者が本工事を落札した場合は、今後、本年度中に発注する土木一式工事(A1等級)の入札に参加することができない。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

亀岡市公告第90号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、 都市計画法(昭和43年法律第100号)第 21条第2項において準用する同法第17条第 1項の規定により当該都市計画の案を次のとお り縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び 利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に 意見書を提出することができる。

令和3年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 都市計画の種類
 生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 亀岡市三宅町2丁目の一部 亀岡市篠町柏原石垣の一部 亀岡市篠町柏原田中の一部
- 3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和3年10月4日から 令和3年10月18日まで

「掲示済」

亀岡市公告第91号

亀岡市問い合わせ対応AIチャットボットシステム構築業務について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務概要
- (1) 業務名

亀岡市問い合わせ対応AIチャットボットシステム構築業務

(2) 業務内容

市民からの問い合わせ窓口の自動応答化を目的に、亀岡市ホームページ上へのAI チャットボットサービスの導入・構築、QAデータの作成・システム登録、職員の操作研修の実施、操作マニュアルの作成といったシステム構築に係る全般的な作業を行うものである。

- (3) 業務期間
 - ア 初期構築業務

契約締結日から

令和4年2月28日まで

- イ サービス利用及び運用保守業務 令和4年3月1日から 令和8年10月31日まで
- (4) 見積限度額(消費税及び地方消費税含む。)
 - ア 初期構築業務

1,766,000円

イ サービス利用及び運用保守業務 月額154,000円

2 その他

詳細は、亀岡市問い合わせ対応AIチャットボットシステム構築業務公募型プロポーザル実施要領による。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

亀岡市公告第92号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用 集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年10月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年10月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第93号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年10月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第5号
- (2) 工 事 名 亀岡中部農地整備事業(曽我部工区)に伴う配水管移設工事(その6)
- (4) 工 事 種 別 水道施設工事
- (5) 工 事 概 要 8工区 配水管 DSGX φ 150 L=12.0m

DSGX ϕ 75 L=4.7m

HIVP ϕ 50 L=1.0m

9工区 配水管 DSGX φ 100 L=8.1m

(6) 予定価格(税込) 9,889,000円

【入札書比較価格(税抜) 8,990,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から令和4年3月10日まで
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有(原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書 (特記仕様書 3.配水管技能者の資格)及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した水道施設工事(B等級)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。 ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したもの は手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(B等級) の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。(ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。)

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	令和3年10月13日(水)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	令和3年10月13日(水)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	令和3年10月19日(火)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	令和3年10月20日(水)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	令和3年10月21日(木)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	令和3年10月18日(月)	
	午後5時まで	

	設計図書に関する質問 令和3年10月22日(金) 午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時 設計図書に関する回答 令和3年10月26日(火) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年10月28日 (木) 午前9時から午後5時まで 令和3年10月29日 (金) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年11月1日(月) 午前10時	電子入札システムによる

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第94号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年10月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工 事 番 号 3道改第10号
- (2) 工 事 名 市道クニッテルフェルド通外2線道路改良工事(その3)
- (3) 工 事 場 所 亀岡市古世町薮ノ下地内外
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工 事 概 要 工事延長 L=317.6m W=2.90~3.50m

土工 1式

舗装工

歩道舗装

・インターロッキング	t=6cm 透水性(標準部)	$A = 568.8 \text{m}^2$
・インターロッキング	t=6cm 透水性(乗入部 I 種)	$A = 180.0 \mathrm{m}^2$
・インターロッキング	t=6cm 透水性(乗入部Ⅱ種)	$A = 44.5 \mathrm{m}^2$
・点字ブロック t=6cm	300*300(標準部)	$A = 77.9 \mathrm{m}^2$
・点字ブロック t=6cm	300*300 (乗入部 I 種)	$A = 18.8 \mathrm{m}^2$
・点字ブロック t=6cm	300*300 (乗入部Ⅱ種)	$A = 5.1 \text{m}^2$

車道舗装

・表層工 再生粗粒度As t=5cm	$A = 122.8 \mathrm{m}^2$
・基層工 再生粗粒度As t=5cm	$A = 122.8 \mathrm{m}^2$
・上層路盤工 As安定処理 t=12cm	$A = 122.8 \mathrm{m}^2$
・不陸整正 補足材なし	$A = 122.8 \mathrm{m}^2$

排水構造物工

街渠工

・ L型街渠

L = 202.7 m

(標準部、乗入部、切下げ部、擦り付け部)

街渠桝工

L型街渠桝(標準部、乗入部、切下げ部)

N=43.0箇所

縁石工

縁石工

・歩車道境界ブロック

L = 71.9 m

(標準部、乗入部、切下げ部、擦り付け部)

植栽工

植樹桝設置工

・M3 (並木桝フラットタイプ) W1490*D1040

N = 29.0基

道路附属施設工

車止め設置工

• HCS-900N-15C 固定式 H=800

N=75.0基

道路照明工

・LED照明灯(架空配線、地中配線) H=10.0m

N=7.0基

(6) 工 期 契約日の翌日から令和4年3月15日まで

(7) 部 分 払 無

(8) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(9) 最低制限価格 採用

(10) 入札保証金 免除

11) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事(A1等

級)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。 ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したもの は手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A1等 級)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事(A1等級又はA等級)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A1等級又はA等級)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し ※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日	期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書	令和3年10月21日(木)	共通事項2のとおり	
等の配布期間	午後3時から		
設計図書等の閲覧期間	令和3年10月21日(木)		共通事項2のとおり
	午後3時から		
入札参加資格確認申請書	令和3年10月28日(木)		共通事項3のとおり
等の受付	午前9時から午後5時まで		
	令和3年10月29日(金)		
	午前9時から午後4時まで		
入札参加確認通知の送付	令和3年11月1日(月)		
	午後5時までに電子入札	システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問		共通事項5-1のとお
	令和3年10月27日(水)	午後5時まで	り
	設計図書に関する質問		
	令和3年11月2日(火) <i>²</i>		
質疑の回答	申請書等に関する回答	:随時	共通事項5-1のとお
	設計図書に関する回答		り
	令和3年11月5日(金)		
	午後5時まで		
入札期間	令和3年11月9日(火)	共通事項6のとおり	
	午前9時から午後5時まで		
	令和3年11月10日(水)		
マウケザのハギ	午前9時から午後3時まで		まればれい思いって
予定価格の公表	予定価格の公表:令和3 午後4時以降	年11月10日(水)	入札情報公開システ ムによる
マウケカに関する所用の		, t.s. >	
予定価格に関する質問の 受付	予定価格の公表をした & 令和3年11月12日(金)		共通事項5-2のとお り
	令和3年11月12日(金)		
予定価格に関する質問へ の回答	7 和3年11月15日(月 <i>)</i> 	共通事項5-2のとお り	
		9	
	問がないとき】		
 開札日時	問がないとき】問があるとき】令和3年11月15日(月)令和3年11月16日(火)		電子入札システムに
Nitte H ad	〒和3年11月15日 (月) 〒和3年11月16日 (火) 午前10時 午前10時		よる
 再度入札を行う場合の入	令和3年11月16日(火) 令和3年11月17日(水)		共通事項6のとおり
札期間	午前9時から午後3時ま	午前9時から午後3時ま	八世尹·宋UV/ C 40 7
1 0/31 141	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T		

再度入札の開札日時	令和3年11月16日(火)	令和3年11月17日(水)	電子入札システムに
	午後3時以降	午後3時以降	よる

(注)都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5009)

亀岡市公告第95号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年10月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年10月21日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第96号

光秀公のまち亀岡推進観光PR看板設置業務 について、公募型プロポーザル方式により事業 者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

光秀公のまち亀岡推進観光PR看板設置 業務

(2) 業務内容

大河ドラマ「麒麟がくる」の放映を機に 明智光秀公ゆかりの地として注目を浴びた 好機を活かし、光秀公ゆかりの地の周遊P Rを図るとともにまちあるき等の満足度向 上を図るため、既設城下町案内板を更新す る。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 見積限度額

2,600,00円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

光秀公のまち亀岡推進観光PR看板設置業 務公募型プロポーザル実施要領による。

「掲示済」

亀岡市公告第97号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年10月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年10月22日以後、常時備え置 くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

亀岡市公告第98号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年10月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市大井町並河3丁目248の一部、 堂又2の一部、2の3の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 さいたま市大宮区北袋町1丁目602の1 株式会社しまむら

亀岡市公告第99号

一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工 事 番 号 3環推第2号
- (2) 工 事 名 旧亀岡市若宮工場解体工事
- (4) 工 事 種 別 解体工事
- (5) 工 事 概 要 旧亀岡市若宮工場解体工事 一式
 - ①施設概要

施設処理能力:114kℓ/日

構造規模:鉄筋コンクリート造 地上2階一部地下槽付き

地上鉄筋コンクリート造 水槽

煙突 20mH 鉄筋コンクリート造 角形

敷地面積:7,498㎡

②工事概要

解体撤去工事 一式

ダイオキシン対策工事 一式

アスベスト対策工事 一式

杭抜き撤去工事 一式

その他工事等
一式

周辺環境調査 一式

(6) 予定価格(税込) 459,825,300円

【入札書比較価格(税抜) 418,023,000円】

- (7) 工 期 議決のあった翌日から令和5年3月17日まで
- (8) 部 分 払 有

令和3年度 1回

令和4年度 1回

(9) 前 金 払 有(保証事業会社の保証が必要)

第1回前払金 令和3年度出来高予定額に係る前払金

第2回前払金 令和4年度出来高予定額に係る前払金

- (10) 中間前金払 無
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

- (1) 共同企業体の要件
 - ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「解体工事」に登録された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。
 - イ 共同企業体は、自主結成とする。
 - ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。
 - エ 共同企業体入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から開札 日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。
- (2) 共同企業体の代表者の要件
 - ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格において、「解体工事」に登録され、近畿圏内に 本社(本店)又は支店営業所等を置く者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく解体工事業の特定建設業の許可を有し、経営 規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限 る。)において解体工事に係る総合評定値が1,000点以上の者であること。
 - ウ 平成23年度以降に、地方公共団体(一部事務組合を含む。)が発注した一般廃棄物焼却施設(焼却能力5 t/日以上に限る。)の解体工事の施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。
 - エ 監理技術者として、「解体工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。
 - オ 出資比率が構成員中最大の者であること。
- (3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

- ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格において、「解体工事」に登録され、亀岡市内に 本社(本店)を置く者であること。
- イ 建設業法に基づく解体工事業の許可を有し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限る。)において解体工事に係る総合評定値が700点以上の者であること。
- ウ 主任技術者として、「解体工事」に係る主任技術者資格(国家資格者に限る。)を有する 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであ ること。
- (4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書(甲型)」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「○○・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「○○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

- (5) その他
 - ア 一般競争入札公告共通事項(以下「共通事項」という。)のとおりとする。
 - イ 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者は入札 に参加できない。
 - ウ 本工事の設計業務において本解体工事の概算見積書を提出した者又は概算見積を提出した ものと資本若しくは人事面において関係がある者は入札に参加できない。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 共同企業体入札参加申請書(別紙)
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書(甲型)(別紙)
 - (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)※最新のもの
 - (4) 施工実績調書(別紙)
 - ※ 実績を証明できる契約書の写し及び施工内容が確認できる書類を添付すること。
 - (5) 技術者配置予定書(別紙)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、 当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の 専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。)

- (6) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 技術者配置予定書(別紙)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。
- ※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印

がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書 等の配布期間	令和3年10月28日 (木) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年10月28日 (木) 午後1時から なお、設計図書 (図面) は、 令和3年10月28日 (木) 午後1時から 令和3年11月24日 (水) 午後5時まで (開庁日・開庁時間は除く。)	共通事項2のとおり ※設計図書(図面等)については、亀 岡市役所3階契約検 査課にて、令和3年 度亀岡市建設工事入
		札参加資格審査において、「解体工事」 に登録されたものに配布
入札参加資格確認申請書 等の受付	令和3年11月12日(金) 午前9時から午後5時まで 令和3年11月15日(月) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年11月16日 (火) 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年11月11日 (木) 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年11月17日 (水) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時 設計図書に関する回答 令和3年11月22日(月) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年11月25日 (木) 午前9時から午後5時まで 令和3年11月26日 (金) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年11月29日(月) 午前10時	電子入札システムに よる

- ※ 設計図書(図面等)については、令和3年10月28日(木)午後1時から令和3年11月24日(水) 午後5時までの間(閉庁日・閉庁時間は除く。)、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和3年度亀 岡市建設工事入札参加資格審査において、「解体工事」に登録されたものに配布する。受領の際、 直接受領する者の印(認印でも可)を持参すること。
- (注)都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格 の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格 以上となっている、最低価格の入札者を落札 者とする。

7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年亀岡市条例第1号)に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (3) 次のアから才までのいずれかに該当する 者は、本入札に同時に参加することができない。
 - ア 親会社等(会社法(平成17年法律第86 号)第2条第4号の2の規定による親子会 社等をいう。以下同じ。)と子会社等 (会社法第2条第3号の2の規定による子 会社等をいう。以下同じ。)の関係にあ る者
 - イ 親会社等を同じくする子会社等同士の 関係にある者
 - ウ 一方の会社等の役員(個人事業主及び 組合の役員を含む。以下同じ。)が、他

方の会社等の役員を現に兼ねている者

- エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等 の会社更生法(平成14年法律第154号) 第67条第1項又は民事再生法(平成11年 法律第225号)第64条第2項の規定により 選任された管財人を現に兼ねている者
- オ その他アから工までと同視しうる資本 関係又は人的関係があると認められる者
- (4) 本入札において、(3)に該当する本入札に 参加することができない親子会社等の関係 を有する二者以上の者が確認された場合、 該当する全ての者の入札を無効とする。た だし、そのうち一者が入札するまでにその 者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、 この限りでない。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合 には、当工事の入札に参加できないととも に、亀岡市の指名停止措置を行うことがあ る。
- (6) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

任免及び辞令

植木孝宜

佐藤明美

東原博司

松井史裕

(各 通)

令和3年11月15日発行

國 代 一 祥

佐 野 由美子

俵 知 可

辰 巳 哲 也

荒 川 悠紀子

亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱し ます

福居顯介

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

矢 野 裕 巳

亀岡市政の円滑な運営に資するため国際交流に 係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します 任期は令和4年3月31日までとします

> 菊井 誠

亀岡市交通安全対策会議幹事に委嘱します

西田雅申

亀岡市交通安全対策会議幹事の委嘱を解きます 令和3年10月1日

選挙管理委員会欄

示

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員 総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次 のように定める。

令和3年10月17日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 俣野健一郎

省 略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有 権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執 行に関する監査の請求に要する有権者総数の 50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要 する有権者総数の50分の1の数は、次のとお りである。

令和3年10月18日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 俣野健一郎

1, 471人

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の 3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教 育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査 委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有 権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

24,507人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に 付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 は、次のとおりである。

令和3年10月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

12,254人

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理 者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

令和3年10月31日 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区	投 票	: 管 理 者	同 職	数 件 珥 耂
地区石				1. 3	務代理者
	番号	氏 名	住所	氏 名	住所
亀 岡	1	物部悦夫	省略	服部哲也	省略
电响	2	武 内 政 一	省略	酒 井 敬 仁	省略
東別院	3	江 見 博 好	省略	山下直高	省略
西別院	5	白髪和明	省略	西 村 重 喜	省略
E3 2019E	6	神 崎 ひとみ	省略	川田昌亮	省略
曽我部	7	八木隆司	省略	伊藤正人	省略
HIJOH	8	八木孝司	省略	宮 川 泰 一	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	足立慎吾	省略
薭田野	10	齊 藤 衛	省略	白波瀬 元 一	省略
本梅	12	西 村 久 子	省略	松 永 恵理子	省略
/十 14	13	落 田 毅	省略	榎 本 祐 輔	省略
畑 野	14	山 内 勇	省略	齊 藤 和 則	省略
AH 된	15	谷口文雄	省略	竹 村 直 樹	省略
	16	森 靖 夫	省略	眞里谷 努	省略
宮前	17	森 茂 行	省略	三 宅 晃 圓	省略
	18	太 田 泰 光	省略	橋本広明	省略
大井	19	安 達 義 典	省略	近藤洋介	省略
Д Л	20	藤田義弘	省略	森田幸治	省略
千代川	21	徳 田 文 男	省略	川内悌二	省略
1 1 (//1	22	俣 野 英 夫	省略	俣 野 孝 明	省略
	23	中 川 理 夫	省略	石 田 和 久	省略
馬路	24	名 倉 照 彦	省略	佐藤 知草	省略
	25	堤 喜代文	省略	西出和正	省略
旭	26	佐藤利暉	省略	坂 田 泰 孝	省略
,,,	27	射場和美	省略	川勝洋太	省略
	28	河 島 一 行	省略	中西孝臣	省略
千 歳	29	野々村 久美子	省略	廣瀬敬太	省略
	30	増山新二	省略	泊 武宏	省略
河原林	31	牧澤利博	省略	綾野昌弘	省略
	32	八木光之	省略	中澤剛之	省略
保 津	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
東本梅	35	日下部 裕 司	省略	井 内 康 博	省略
	36	中 西 顯	省略	土川有紀	省略
篠	37	木 村 憲 文	省略	柳谷政人	省略
篠・東つつじ	38	中龍雄	省略	石津 仁	省略
西つつじ	39	石 黒 健	省略	大西平四郎成人	省略
亀 岡	40	芳 野 重 德	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	谷 智行	省略
南つつじ	42	森 博美	省略	名 倉 真 也	省略
東別院	43	都 勇治郎	省略	八田恭尚	省略
篠	44	山 本 美和子	省略	山下大輔	省略

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を次のように定める。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

投票区名	投票所の施設	所在地
第 1 投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第 2 投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第 3 投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地8
第 5 投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第 6 投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第 7 投票区	曽我部公民館	亀岡市曽我部町南条北荒水代4番地1
第 8 投票区	寺区公民館	亀岡市曽我部町寺広畑12番地
第 9 投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市薭田野生涯学習センター	亀岡市薭田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ケ畑西山5番地1
第15投票区	土ケ畑公民館	亀岡市畑野町土ケ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじケ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじケ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじケ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじケ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじケ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじケ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所
- 2 日 時 令和3年10月19日 午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を次のように定める。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

施設名	所 在 地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
アル・プラザ亀岡 3階催事場	亀岡市篠町野条上又11番地1

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		管 理 者	同職務代理者	
戦務を117~2日	氏	名	住 所	氏 名	住 所
令和3年10月20日	小 島	香代子	省略	俣 野 健一	部 省略
令和3年10月21日	美 馬	義晴	省略	小 島 香代	子 省略
令和3年10月22日	俣 野	健一郎	省略	美 馬 義 「	青省略
令和3年10月23日	美 馬	義晴	省略	中井康	推 省略
令和3年10月24日	中井	康 雄	省略	小 島 香代	子 省略
令和3年10月25日	中井	康 雄	省略	小 島 香代	子 省略
令和3年10月26日	俣 野	健一郎	省略	美 馬 義 同	青省略
令和3年10月27日	美 馬	義 晴	省略	中井康	推 省略
令和3年10月28日	中井	康 雄	省略	俣 野 健一	部 省略
令和3年10月29日	小 島	香代子	省略	小 島 香代	子 省略
令和3年10月30日	俣 野	健一郎	省略	美 馬 義 同	青省略

(2) アル・プラザ亀岡 3階 催事場

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
収券を11 ノ へさ ロ	氏 名	住 所	氏 名	住 所
令和3年10月23日	小 島 香代子	省略	上園千佳	省略
令和3年10月24日	俣 野 健一郎	省略	泊 武宏	省略

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区 選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙 において、在外選挙人名簿に登録されている選 挙人の国内における投票に係る期日前投票所を 次のとおり指定した。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選 挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票 管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 保野健一郎

開票管理者	省略	俣野	健一郎
同職務代理者	省略	美 馬	義 晴

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選 挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所 及び日時を次のように定める。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

1 開票場所

ガレリアかめおか

亀岡市余部町宝久保1番地の1

2 開票日時

令和3年10月31日 午後9時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選 挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀岡 市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所 及び日時を次のように定める。

令和3年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 保野健一郎

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地

2 日 時 令和3年10月28日

午後5時

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の亀岡市開票区に おいては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、 行わない。

令和3年10月28日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理 者職務代理者を次のとおり変更した。

令和3年10月30日

亀岡市選挙管理委員会委員長 侯野健一郎

選挙区	変	更 後	変	更 前
送 学 C	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第30投票区	省略	安藤美佳	省略	泊 武宏

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選 挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時 を次のように変更する。

令和3年10月31日

亀岡市選挙管理委員会委員長 保野健一郎

開票日時 令和3年10月31日 午後9時10分

「掲示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第31号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

令和3年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条第2号の規定により告 示する。

記

- 1 廃止処理日令和3年9月1日
- 2 廃止業者

指定番号	¥ 7 2	代表者名	住 所
151	大西建設	代表取締役	亀岡市薭田野町柿
	株式会社	大西 實好	花畑ケ中11番地

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出の ため

亀岡市上下水道部告示第32号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

令和3年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条第2号の規定により告 示する。

記

- 1 廃止処理日令和3年9月3日
- 2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
85	有限会社ナカ	代表取締役	亀岡市大井町並河
	セエンジニア	中瀬 博継	2丁目20−2

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第33号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

令和3年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条第2号の規定により告 示する。

記

- 1 廃止処理日令和3年9月3日
- 2 廃止業者

指定番号	¥ 7 2	代表者名	住 所
130	株式会社 京プロ住設	代表取締役 嵯峨 透	京都市南区吉祥院 東ノロ44-1

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出の ため

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第34号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

令和3年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条第2号の規定により告 示する。 記

- 1 廃止処理日令和3年9月7日
- 2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
77	有限会社	代表取締役	京都府向日市寺戸
	向日水道	福富 勇作	町小佃10番地の9

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出の ため

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第35号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

令和3年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条第2号の規定により告 示する。

記

1 廃止処理日令和3年9月3日

2 廃止業者

指定 番号	業者名	代表者名	住所
147	枡川光輝 株式会社	代表取締役 枡川 覚	兵庫県川辺郡猪名 川町紫合字古津ケ 平152-2

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出の ため

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第36号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

令和3年10月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条第2号の規定により告 示する。

記

- 1 廃止処理日令和3年8月31日
- 2 廃止業者

指定 番号	業者名	代表者名	住所
124	岩本設備	岩本 昌寛	京都市西京区大原 野灰方町281番地 60

3 廃止理由 指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第37号

亀岡市指定給水装置工事事業者における指定取消の告示

令和3年10月27日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第5号の規定により告示する。

記

- 1 指定取消処理日 令和3年9月30日
- 2 指定取消業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
65	株式会社 進栄設備	代表取締役 多和田喜美雄	滋賀県大津市若葉台28番26号
66	株式会社 吉岡水道工業所	代表取締役 吉岡 正幸	大阪府高槻市東五百住町3丁目10番23号
68	ヨシモト設備	吉本 龍二	向日市物集女町クズ子7番地の16
70	株式会社 クニゴー設備	代表取締役 救仁郷 智	大阪府高槻市宮之川原1丁目5番3号
74	三貴住研	加藤 隆二	南丹市園部町小桜町121-18
76	有限会社 武田設備工業	代表取締役 武田 紀	京都市山科区小山中ノ川町92番地の5
80	河嶋建設 株式会社	代表取締役 河嶋 省三	亀岡市千歳町国分坪井6の3

82	野田設備	野田 英春	亀岡市東本梅町大内上条1-1
90	髙野工業 株式会社	代表取締役 西村 政昭	京都市南区吉祥院西浦町25番地1
100	株式会社 テイサンハウス	代表取締役 杉山 康夫	亀岡市南つつじケ丘桜台2丁目14番9号
101	株式会社 ウォーターライン	代表取締役 小林 靖生	京都市南区西九条東比永城町108-4
102	有限会社 総合技建	代表取締役 岡田 知保	亀岡市余部町真瀬場61-1
109	株式会社 船井建設	代表取締役 平井 正美	南丹市八木町北屋賀一ツ橋103番地5
117	有限会社 エムテック	代表取締役 余田 誠	亀岡市大井町かすみケ丘10番3号
121	丹波シャッター建設工業	森 啓一	亀岡市余部町塞又82-1
131	平安設備	平岡 秀男	大阪府高槻市大字原1754番地の1
133	株式会社 大西建設	代表取締役 大西 久幸	大阪府豊能郡豊能町余野139-1
140	有限会社 小川組	代表取締役 岩鼻 貞博	亀岡市荒塚町2丁目13番6号
141	株式会社 マック	代表取締役 辻本 五十二	大阪府守口市梶町1丁目49番12号
145	西田電気商会	西田 貞鐘	亀岡市宮前町猪倉城山2-1
160	株式会社 政建	代表取締役 高橋 政志	亀岡市千代川町北ノ庄惣堂6番地3
163	株式会社 新下工業	代表取締役 新下 洋	京都市伏見区下鳥羽北ノロ町51番地
166	株式会社 正木工業	代表取締役 正木 明人	福知山市字今安小字向野1589
167	人羅設備	人羅 武志	亀岡市畑野町土ケ畑西谷3番地9
169	伊藤忠エネクスホームライフ 関西 株式会社	代表取締役 長野 政明	亀岡市千代川町川関森ケ下77番地2
170	加舎ガス設備	加舎 好隆	南丹市園部町若森前町3番地

3 廃止理由 指定の有効期間満了のため